



2022年2月7日

## 珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との SDGsの推進に関する包括連携協定の締結について

珠 洲 市  
北 陸 電 力 株 式 会 社  
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

珠洲市（市長 泉谷満寿裕）と北陸電力株式会社（理事 七尾支店長 中村節夫）および北陸電力送配電株式会社（執行役員石川支社長 木村博喜）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、三者が相互に連携しながら、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用を促進し、また、地域が抱える課題やニーズに対し協働することで、安全・安心な地域づくりと「SDGs未来都市」の推進に向けて貢献することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
2. 環境・エネルギーに関すること

<別紙1> 珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との「SDGsの推進に関する包括連携協定」における連携事項

<別紙2> 珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社とのSDGsの推進に関する包括連携協定書

### 【お問い合わせ】

珠洲市 : 企画財政課 (電話) 0768-82-7716

北陸電力 : 七尾支店総務担当 (電話) 0767-53-0203



こたえていく。かなえていく。



北陸電力

未来へ、めぐらせる。



北陸電力送配電

2022年2月7日  
珠洲市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

## 珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との 「SDGsの推進に関する包括連携協定」における連携事項

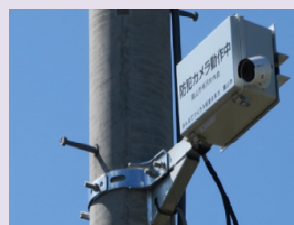
珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は、「SDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の2つの連携事項について検討・推進してまいります。

### 1. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

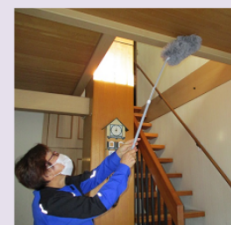
- 災害発生に備えた情報連絡や相互連携
- 災害時の電力確保に関する相互連携
- 公衆災害防止に向けた連携協力
- 地域防犯活動への協力



災害復旧および災害時の連携



防犯カメラ設置



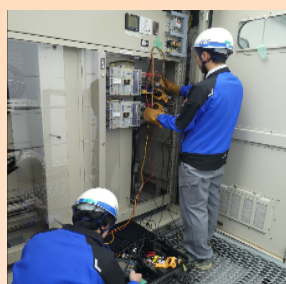
空き家あんしんサポート



子ども110番の車（見守り活動）

### 2. 環境・エネルギーに関すること

- 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた提案
- E V等の利活用拡大に向けた提案
- 公共施設等への省エネルギー促進への協力
- 水道メーターの自動検針化に向けた検討
- エネルギーに関する啓発活動の実施



省エネコンサル



E V車



公共施設



出前講座

珠洲市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との  
SDGsの推進に関する包括連携協定書

別紙2

珠洲市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）（甲・乙・丙をあわせて以下「三者」という。）は、次のとおりSDGsの推進に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年2月7日

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

甲 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2  
珠洲市長

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること。
- (2) 環境・地域エネルギーに関すること。

2 3者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行う。

泉谷 満寿裕 (自署)

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者いずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

乙 石川県七尾市三島町61-7  
北陸電力株式会社  
理事 七尾支店長

（守秘義務）

第4条 3者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

中村 節夫 (自署)

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、決定する。

丙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 石川支社長

木村 博喜 (自署)